# 令和5年度 外部評価(行政評価委員会・市民参加の取組)実施案

#### 1 令和5年度外部評価の基本的な考え方

#### (1) 評価対象事業の選定

評価対象事業について、令和4年度は、①「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2019」に掲載している施策・事業の中で委員が関心のあるもの、②過年度の事業評価において、活動指標・成果指標の達成状況が思わしくないものの2区分から、委員会の合議により合計12事業が選定された。

令和5年度は、アクションプランが改定作業中であること、また、令和4年度外部評価委員会報告書において、指標設定に多くの課題があるとの指摘をいただいたことを踏まえ、事務局にて予め選定したものの中から、委員会にて合計10事業程度を選定いただきたい。

#### 【事務局による対象事業候補の選定】

令和3年度の事業評価調書をもとに、以下の視点により選定を行った。

- ① 令和3年度評価調書をもとに、予算執行率、指標の達成度が70%未満など低迷しているもの
- ② 令和3年度評価調書をもとに、設定された指標が不適当(※)と考えられるもの ※令和4年度行政評価委員会報告書で示された4類型をもとに選定。
  - ・活動指標と成果指標との関係が希薄、あるいは見いだせない。
  - ・活動指標と成果指標が実質的に同じものを指し示している。
  - ・事業目的に照らし設定されている指標の意図するものが分かりにくい。
  - ・活動指標・成果指標のどちらかのみにしか設定されていない。
- ③ その他、時代背景等から、事業見直しが必要と考えられるもの

#### (2) 委員会における審議の充実

例年、外部評価対象事業が決定された後、その次に開催する委員会にて、対象局へのヒア リングを実施しているが、令和5年度は、審議の充実を図るため、ヒアリングの実施前に委 員会を開催し、事業に対する論点整理等を行う機会を設けたい。

#### (3) 市民参加の取組

評価に関する市民参加として、ワークショップ等、市民参加の取組を実施する。 実施手法については、より幅広い市民が参加し、市の施策に対し意見を述べることができる取組も含め、検討していく。

# 2 令和5年度行政評価委員会のスケジュール(案)

時期	主なスケジュール
6月	<ul> <li>○第1回委員会:6月7日(水)</li> <li>・委員長副委員長選任</li> <li>・令和5年度外部評価実施案の決定</li> <li>・令和4年度指摘事項のフォローアップ</li> <li>・外部評価の対象施策・事業の決定</li> </ul> ○第2回委員会:6月下旬~7月上旬 <ul> <li>・評価対象事業に係る論点整理</li> </ul>
7月	<ul><li>○事業所管部局へのヒアリング:7月下旬~8月上旬</li><li>・委員からの質問事項提出:7月20日頃</li><li>・事業所管部局からの回答提出:7月30日頃</li></ul>
8月	○市民参加の取組:8月以降下旬~
9月	<ul><li>○第3回委員会:9月下旬</li><li>・指摘事項案審議</li></ul>
10 月	<ul><li>○第4回委員会:10月下旬</li><li>・外部評価報告書案審議</li></ul>
11 月	○外部評価報告書手交式: 1 1 月
12 月	
1月	
2月	○評価結果の公表: 2月
3月	

#### 参考資料 ~行政評価(外部評価)について~

#### (1) 評価の位置づけと目的

札幌市自治基本条例、札幌市行政評価実施要綱に基づく外部評価として、行政評価の客観性及び信頼性を確保するため、札幌市行政評価委員会による評価を実施する。

< (抜粋) 札幌市自治基本条例 第 19 条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政 評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立 った外部評価を取り入れるものとする。>

#### (2) 評価対象事項

前年度に実施した予算小事業とその上位目的である施策を対象とする(札幌市行政評価実施要綱第 2条第4号)。

## (3) 評価の視点

- ア 必要性 施策目的や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な事業等か、また、必要性は薄れていないか。
- イ 有効性 事業等の効果は十分に発揮されているか。また、事業の成果は、施策目的の達成に貢献 し、市民生活へ寄与しているか。
- ウ 効率性 施策目的を達成するために効率的な手法により事業等が実施され、必要な場合には市内 部の連携は十分に図られているか。
- エ 担い手 事業等の担い手について、事業等の効果の発揮の観点から客観的に妥当なものか。
- オ 事業水準 施策目的や社会経済情勢の変化等を踏まえ、事業の水準は妥当なものとなっているか。
- カ その他 その他委員が必要と判断した視点。

### (4) 評価の方法

施策や事業に関する資料を用いながら、所管部局へのヒアリングを行い、上記評価の視点に基づき、 評価を行う。評価結果について、委員会としての最終報告書をまとめ、市長に手交する。

#### (5) 指摘事項のフォローアップ

行政評価委員会による過年度の指摘事項に関し、事業所管局によるその後の対応等について、その 状況を評価(フォローアップ)する。